

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの……………取得原価

ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行っています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 2 年～18 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、東京都市町村職員退職手当組合における積立額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更……………該当事項はありません。
- (2) 表示方針の変更……………該当事項はありません。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……………該当事項はありません。

3 重要な後発事象……………該当事項はありません。

4 偶発債務……………該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

宅地造成事業特別会計

下水道事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —%

連結実質赤字比率 —%

実質公債費比率 5.4%

将来負担比率 —%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 192,493 千円

⑦ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金に係る費用 259,300 千円を行政コスト計算書の補助金等に計上しております。特別定額給付金の財源となる補助金収入 263,120 千円を純資産変動計算書の国県等補助金に計上しております。

イ 会計年度任用職員

令和元年度まで行政コスト計算書の物件費及び資金収支計算書の物件費等支出に計上しておりました臨時職員の人件費は、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入により、令和2年度から行政コスト計算書のその他（人件費）及び資金収支計算書の人件費支出として4,841千円を計上しております。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

② 減債基金に係る積立不足額 なし

③ 基金借入金（繰替運用）

区分	期間	繰替運用額
財政調整基金	令和3年2月5日～令和3年5月26日	400,000 千円
減債基金	令和3年3月9日～令和3年5月27日	400,000 千円
公共施設等整備基金	令和2年10月13日～令和3年5月26日	400,000 千円

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,559,358 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	1,917,450 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	215,343 千円
将来負担額	3,544,810 千円
充当可能基金額	2,670,444 千円
特定財源見込額	0 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

② 基礎的財政収支 △80,948 千円

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

② 基礎的財政収支 △80,948 千円

③ 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	5,846,224 千円	5,535,492 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	261,272 千円	261,251 千円
相殺消去に伴う差額	△98,132 千円	△98,132 千円
繰越金に伴う差額	△249,120 千円	— 千円
資金収支計算書	5,760,244 千円	5,698,611 千円

- ・ 地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（宅地造成事業特別会計、下水道事業特別会計）の分について相違します。
- ・ 一般会計と特別会計間の取引について相殺消去を行っている分について相違します。
- ・ 歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。なお、繰越金に伴う差額には、一般会計等財務書類の対象範囲である各会計の繰越金の合計額を記載しています。

④ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	967,038 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	362,426 千円
未収債権、未払債務等の増減	△24,302 千円
減価償却費	△626,730 千円
賞与等引当金の増減	△2,189 千円
徴収不能引当金の増減	△119 千円
資産除売却益（損）	△1,118 千円
純資産変動計算書の本年度差額	675,006 千円

⑤ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 300,000 千円

一時借入金に係る利子額 なし